

この公告は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定  
(SPS 協定)附属書 B の 5(a)に基づくものです。

## 植物防疫法施行規則の一部改正について

下記のとおり、植物防疫法施行規則等の一部を改正する予定ですので、お知らせします。  
御意見のある場合は、理由を付して文書で提出ください。

### 記

#### 1 件名

植物防疫法施行規則等の一部改正

#### 2 対象品目

植物及び植物製品

#### 3 趣旨及び目的

病害虫リスクアナリシスの結果や新たな科学的知見を踏まえ、次の見直しを行うこととする。

- (1) 輸入植物検疫措置の対象となる有害動植物の見直し(植物防疫法施行規則(以下、「規則」という。)第5条の2及び別表1関係)
- (2) 輸出国の栽培地において検査を要する地域及び植物の見直し(規則第5条の4及び別表1の2関係)
- (3) 輸入が禁止される地域及び植物の見直し(規則第9条及び別表2関係)
- (4) 輸入の禁止から除外される条件として輸出国が実施する検疫措置を要する地域及び植物ならびに措置の基準の見直し(規則第9条及び別表2の2関係)
- (5) 暫定的に検疫対象となる有害動植物の見直し(平成 23 年3月7日農林水産省告示第 542 号(以下「指定告示」という。)第1号の表の1及び第2号の表の1)
- (6) 検疫対象としない有害動植物の見直し(指定告示第1号の表の2及び第2号の表の2)

#### 4 適用予定日

未定

#### 5 意見提出先

農林水産省消費・安全局植物防疫課  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL (03)3502-5978 内線 4561  
FAX (03)3502-3386